

平成29年第17回弘前市教育委員会会議録

日時 平成29年12月20日(水)

午後2時30分

場所 岩木庁舎2階会議室3

◇議事日程

1 定足数確認

2 開会宣告

3 会議録署名者の指名

4 会期決定

5 臨時代理の報告

報告第1号 臨時代理の報告について

(旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)

報告第2号 臨時代理の報告について

(弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)

報告第3号 臨時代理の報告について

(弘前市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案)

報告第4号 臨時代理の報告について

(平成30年度教育費予算案に対する意見申出について)

報告第5号 臨時代理の報告について

(弘前市連合父母と教師の会事業費補助金に係る不正行為の議決事項についての一部修正について)

6 議案の審議

議案第32号 旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

議案第33号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、

4番 佐々木 健 委員、5番 高木 恵美子 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、教育政策課長 鳴海 誠、
学校づくり推進課長 三上 善仁、学務健康課長 中田 和人、
学校指導課長 木村 文宣、教育センター所長 石川 みどり、

生涯学習課長 戸沢 春次、博物館長 佐々木 健一、文化財課長 成田 正彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後2時30分 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、平成29年第17回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に3番澤田美彦委員と4番佐々木健委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が5件、議案が2件となっておりますが、報告第4号は平成30年度予算案の策定過程における案件であること、報告第5号は弘前市連合父母と教師の会事業費補助金に係る不正行為に対する今後の対応について審議するものであり、意思形成過程の案件であることから、本報告の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、報告第4号及び第5号は非公開で審議することといたします。

・報告第1号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、報告第1号 臨時代理の報告について、旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長(鳴海 誠) 報告第1号 臨時代理の報告について説明します。本報告は、特別職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、教育長の期末手当の支給割合を改定するため、旧弘前市教育委員会の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時代理したことから、同上第3項の規程により報告するものです。

はじめに、条例の題名に「旧」と付いておりますことについて説明します。この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長の身分が特別職とされたことに伴い、平成27年4月1日に廃止されております。しかし、法改正の施行期日以降も現教育長の任期が満了するまでは、この条例に基づき給料等を支給するという経過措置規定が適用されているため、廃止期日以降は「旧」を付けて支給根拠としているものです。

(以下、議会提出議案により説明)

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第1号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、報告第1号は承認されました。

・報告第2号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、報告第2号 臨時代理の報告について、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（鳴海 誠） 報告第2号臨時代理の報告について説明します。青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改めるため、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規程に基づき臨時代理したことから、同条第3項の規程により報告するものです。

改正の内容は、本条例の規定の適用を受ける教育委員会事務局の教育職の職員、具体的には教育委員会理事兼学校教育推進監、学校指導課長と課長補佐、教育センター所長、管理主事、指導主事及び幼児ことばの指導員に適用する給料表を別表のとおり改正するものです。

（以下、議会提出議案により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第2号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、報告第2号は承認されました。

・報告第3号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、報告第3号 臨時代理の報告について、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（鳴海 誠） 報告第3号臨時代理の報告について説明します。本報告は、新たに入学一時金を貸与する仕組みを設けるため、関係規定を整備するなど所要の改正をすることについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規程に基づき臨時代理したことから、同条第3項の規程により報告するものです。

入学一時金の貸与につきましては、第四回市議会定例会において可決されました、弘前市奨学金貸与条例の一部改正に引続き、本規則においては事務手続きを定めるなど、所要の改正をするものです。

(以下主な改正内容について新旧対照表により説明)

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。
- 2番（前田幸子委員） 貸与ということで、返さない人が多いと聞いたのですが、返されないときには、連帯保証人に返済を求めることができる条項を設けることはできないのでしょうか。
- 教育政策課長（鳴海 誠） もちろん連帯保証人には連帯して返済をする義務はございますが、まず、そのような場合には納付相談をいただき、できる限りご本人やその世帯で返還できないかを模索します。分割納付などで返済を考えるが、それでも難しい場合は、連帯保証人に連絡することとしており、柔軟に対応しております。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第3号を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、報告第3号は承認されました。

・報告第4号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、報告第4号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により関係者の退席をお願いいたします。
（関係者退席）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、報告第4号 臨時代理の報告 平成30年度教育費予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議 — 原案どおり可決）

・報告第5号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、報告第5号 臨時代理の報告 弘前市連合父母と教師の会事業費補助金に係る不正行為の議決事項についての一部修正について、事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議 — 原案どおり可決）

- 委員長（九戸眞樹委員） 以後、会議は公開により審議いたしますので、傍聴者の入室を許可します。

・議案第32号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 日程第6 議案の審議に入ります。議案第32号 旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（鳴海 誠） 議案第32号について説明します。提案理由は、旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため規則を制定しようとするものです。

施行期日は平成29年12月26日とし、附則として、この規則は公布の日から施行すると定めるものです。施行期日の12月26日の根拠について、今回の給与改定による差額の支給予定日が12月27日のため、その前日である12月26日とするものです。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第32号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第32号は可決されました。

・議案第33号について

○委員長（九戸眞樹委員） 続いて、議案第33号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（鳴海 誠） 議案第33号について説明いたします。提案理由は、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため、規則を制定しようとするものです。

施行期日を平成29年12月26日とし、附則として、この規則は公布の日から施行すると定めるものです。施行期日の根拠について議案第33号と同様に、差額の支給予定日が12月27日のため、その前日である12月26日とするものです。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第33号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号は可決されました。

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第17回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後4時27分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 澤 田 美 彦

署名者 佐 々 木 健